

李朝末期に於ける二三の日本紀行に就いて(下)

内 藤 雋 輔

二、 泛 槎 録

この書は乙未歲(明治二十八年)、日本駐劄特命全權公使となつた高永喜の屬官として隨伴した奏任參書官李台植^①の日本見聞記であり五月九日(陰曆)赴闕辭陸より翌年四月二十五日、麻浦津頭に歸着するまでの約一ヶ年に互

る記録である。この記録を大別すると日本の制度・風俗等に對する觀察、ヨーロッパ風俗への驚異、慶應義塾との關係記事、閔妃事件に關するもの、朝鮮國王の露國公使館移御に關する記事等に分つことが出來よう。

先づ彼が日本の各種文化の發達に驚いた記事は隨處に見ることが出來るが今は省略し、七月三日の謁見式の感想を「陸見時節次及宮室壯麗、未能盡記」と感激を以て記

してをることを注意しよう。次に日本の諸制度、就中、地方制度・税制等に就いて記し、更に政治は立憲政體で國に大事あれば先づ國會議員に議し、次で貴族及び華族院に議するが、「近日國會立論太剛、一出其議則莫可拒絕、名雖立憲政治、漸爲共和政治。」といつてをり、以て鮮人に映じた當時の議會の狀況を知ることが出來る。

また兵制に就いては陸軍に六ヶ師團、海軍に五鎮守を擧げてをるが、軍額には五等を記し現役・豫備・後備・外備・國民に分つてをり、特に外備の名が注意すべく、然して國民皆兵、十九歳にして入隊するが、たゞ長子及び痼疾あるものは入らず、十二年後に兵役を免除される。又、皇太子の尊貴を以て軍隊に入りて學習し、時に凡卒と同様の行動をされることに感心しながら、此れ他なし

皇族が兵權を世執して他人に與へざるの計である。故に各親王は一等の名將に非るはない。今現に皇太子も少佐の官にゐられるといつてをるの**は**建軍の本義を**理解**し得なかつた皮相の見といはねばならぬ。

次に九月二十五日豊島岡に於て行はれた北白川宮能久親王の御葬送に列し、その御模様を詳記してをることも注意すべく、更に地震に關する記事が頻出し七月五日子刻、八月五日、十月十三日曉と、大震あり、翌年一月九日にまた大震あり「屋子之擾動如坐舡中。幾乎類塵。」といひ今までの中で最も激しきものといふてをるが、同月二十三日には一層の激震あり、又三月七日の夜にも大震あり「屋子幾乎類塵、極爲悚慄。種々有此弊。而未有甚於今番也。」といつてをる。

又彼が當時日本に行はれてゐた歐米風俗に對して如何なる感想を有してゐたかといふに十月十日夜、佛蘭西公館の舞踏會に赴いた時の感想を記して、

所謂舞踏會者西洋人風俗也。西洋各國人五十餘人洋女三十餘人、及日本各大臣並來會、酒行一巡後、洋國諸

女脫襦露上體後。諸洋人各抱一女。周行踏舞。眞傷風悖俗也。

と慨嘆してをり、儒教道德に固つた彼の驚きを察するこゝとが出来るが、これは翌年正月四日の條に朝鮮王が斷髮されたといふ外部の來電を見て覺えず喪魂落魄し、如何にしてかかる學をなされたかと疑ひ、

我國自檀箕以來屢千年。衣冠文物一朝革去。没入於禽獸之域。滿心傷痛。罔知攸措。且帶是任住是邦。此眞逃遁不得。將若之何。

といつて通宵寐るをえなかつたのであるが、翌日兩書記と共に忍痛含冤して斷髮し「只恨生丁不辰而已」といつてをり、その心中の動搖を述べてをるが、この斷髮令には本國に於ても非常な反對が起されたやうである。更に正

月七日、福澤諭吉を訪問した時、始めて洋服を着て出かけたが「滿心羞愧。舉顏無地。是豈素心也。」といふ有様であつた。されば三月二十日蜂須賀茂韶の嗣子の披露宴に招かれた際、新婚の妙婦が門に臨んで賓客を迎へ、同じく宴席に參ずるのは蠻俗駭くべしと記すに至つたので

あり、彼が西歐風俗に對して懐いたかかる感想は恐らく當時の鮮人の大部分の意見であつたであらう。同じく三月二十二日總理大臣伊藤博文の父の葬に際して弔問すれば、一侍客應あり、一人あり、替つて應接してをるのもまた悖俗であるといつてをるが、これらは儒教儀禮の形式化してゐた朝鮮人としては當然であつたかもしれぬ。

次に慶應義塾との關係記事は本記録中、最も多く記され約三十六ヶ所に互つてをり、當時朝鮮の留日學生はその大部分が慶應義塾に學んだやうである。先づ彼が來朝するや新橋驛頭に出迎へたものは公使館員及び慶應の學生であつた。されば入京後も屢々義塾を訪問して學生の勉學・受験等の狀況を視察したり、福澤諭吉の招宴にも列し、或は福澤家より饋物を受けて甚だ安んぜずともいつてをるが、又福澤一家、塾長の益田英次、塾監の村上壽倫、塾長の小幡篤次郎等の來訪を受けたたり、或は朝鮮料理に招くこともあり、或は義塾に福澤の演説を聽いた事もある。又九月二十八日福澤諭吉を訪ねて致謝してをる

が、これはその前日か丁度福澤六十二歳の壽宴であつたけれども、恰も閔妃崩逝の確報をえてゐたので國制により未だ赴かなかつたからであると記してをる。當時義塾にゐた朝鮮學生は百餘名に達してゐた如く、七月八日國王の萬壽節に際し望賀の禮を行ふや、參列したる留學生は慶應義塾學生一百三十餘人、各處學生十餘人であり、此他凡そ本國人二百餘人が見えた。^④ これらを以てみても當時の留日學生の大部分は慶應義塾に在學したことが知られる。

かかる鮮人學生と義塾との特殊關係は如何にして生じたか。それは福澤諭吉と朝鮮との關係に外ならぬ。今、石川幹明著の福澤諭吉傳四三八頁によると、慶應義塾に於ける朝鮮の留學生は明治十四年俞吉濬等の來學したのを始めとし同十六年には徐載弼以下數十名の留學生が渡來して先生の監督下に義塾又は陸軍の戸山學校に入學した^①と見えてをるから明治十四五年頃に兩者の關係は始まつたと考へられる。

大體福澤諭吉は早くから朝鮮の問題に留意したやうで^⑤

明治十五年三月十一日附の「朝鮮の交際を論ず」の中に於て、續いては「東洋の政略果して如何に於ても變々たる西力の東進に對し支那も朝鮮も何れも爲すなき現狀なれば我が日本がアジアの盟主として東亞の防衛に當らねばならぬ、「西人東に迫るの勢は火の蔓延するが如し、隣家の焼亡豈に恐れざる可けんや」と論じ、就中、「露人將に韓鼎に指を染めんとする」今日、東洋の情勢默視すべからずと警世の大論文を發表してをるが、彼は時局に對する

二案の處理法として、(一)退て守て我舊物を全うする歟(二)進で取て素志を達する歟を擧げ、今は第二法に出づるの外なく、其素志とは「我日本國が東洋に在て文明の魁を爲し隣國の固陋なる者は之を誘引するに道を以てし孤疑するものは之に交はるに直を以てし、文を先にして之に次ぐに武を以てし、結局我政略と我武力とに由て東洋の波濤を未だ起らざるに鎮靜するの一法あるのみ」といつてをる。されば明治十五年の變亂後、朴泳孝が朝鮮政府の謝罪使として金玉均と共に東京に來り、其滯在中國事の改革に就き福澤諭吉の教を請ふたので、福澤は乃

ち牛場卓藏を顧問に推薦したが、この時牛場を送るの文中に「我輩は本來學者を以て世に立つものなれば唯學者の本色を以て支那人に對し又朝鮮人を誘導せんこと特に牛場君に希望するところなり」ともいつてをる。

されば福澤は當時朝鮮問題の適切なる處理は東洋保全のための緊急事だと考へたと共に、彼自らのなすべき方法としては學問を以て之を誘導するにありと考へた。かくして朝鮮學生の指導が行はれるに至つたものと考へられる。然るに十六年に渡來した留學生は十中の八九は十七年の變亂の時歸國して金、朴等のために活動したので或は戦死し或は刑に處せられ或は行方を晦して爾來日本には久しく朝鮮留學生の跡を絶つてゐたところ、日清役と共に井上馨が公使として赴任し(明治二十七年十月)韓廷に對し二十ヶ條の改革案を提示したが、その第十九條に「留學生を日本に派遣すべし」といふ一項があり、この項目に基いて二十八年四月に百三十名の留學生を慶應義塾に送ることになり、尙その八月に國王の親選を以て兩班出身の小壯官吏三十五名に留學を命じ、井上公使監督の

下に慶應義塾に入學せしむることとなつた。これらの留學生に對し義塾では特に寄宿舎を設けて之を收容し、差當り日本語を學習せしめた上、志望の學科に就てそれ／＼修業せしめた。殊に當時再度渡日中の義和宮(現李垺公)は二十九年一月、王命を以てその監督を福澤諭吉に依託されたので特に教師を附して教育上の指導をした。これらの事情によつて當時義塾と朝鮮學生との關係が明瞭になつたことと考へられる。

然るに福澤の意圖は日本を主導者とする朝鮮の改革にあるが、留日學生にその指導精神を徹底させることは容易ではなかつた。従つて下ノ關條約後、三國干渉が起り朝鮮の内政にも變化が生じ、親日派は再び勢を失ひ閔妃の勢力が増大し、内部大臣朴泳孝は不軌を圖るの罪名の下に其の職を免ぜられ日本に亡命するの已むなきに至つた。この事件を李台植は渡日の途、釜山に於いて聞いたと記してをるが、朴泳孝は渡日後、福澤を頼つたらしい。

泛槎錄によると六月六日の條に慶應義塾諸學員が公館に至り、朴泳孝が現に福澤家に留つてゐるから義として學

を賊を護るの人に受け難しといふので午後該學塾に赴いて學員と對談せる旨が見えてをり、かかる出來事にも朝鮮の内争が一々反映してをるところに當時の複雑なる朝鮮政界の事情を察することが出来る。かく李台植は在任中義塾在學の學生の斡旋に努めたので愈々歸國せんとするや塾の學生は迭次來訪し終日連綿、その應答寔に難しと記してをる位である。

次には閔妃事件に關する記事である。近世の朝鮮に於ては閔妃遭難事件は種々の波瀾を生じた大事件で八月廿日(陽曆十月八日)未明に起つたのであるが、その報知は早くも同日午後、井上馨が朝鮮公使館に來邸し「貴國有事變云云」と傳へたので判明したのである。そこで彼は甚だ恐慄し書記を外務省に遣して事情を探らしたが事實に相違ないので本國の外部に照會の電報を發し等し、更に前月到着した閔泳詒以下四十人の遊覽朝士の一行にも通報したから、同夜は一同集合、達宵、本國の確報を待つたところ、子刻、外部の來電あり、曰く「二十日亂兵入闕。旋即鎮安」と。然し一同の訝惑轉た深く焦慮に堪

えぬものがあつた。彼も亦、家郷の父母の配慮とか、閔公一族の煩惱とかを思ふて大いに苦慮した。翌日も公使以下參集して、憂慮するばかり、未だ的確もなく屢々外部に電報を發するも更に回電がない。たゞ號外や新報を見れば言ふに忍びざるの説あり、未だ眞偽を知らず満心驚悚たるのみ、翌々二十二日、遊覽朝士一行も愈々歸國することとなつたが、何れも「面々有悽悵之色。心緒紛々。客懷尤甚也」といふ有様であつた。二十四日午後に至り本國より返電が到着したが文意判明せず、遙かに西天を望んで長嘆するのみであつた。子刻、宮内省の來電により閔妃は廢して嬪とする旨があつたので種々の儀節を改めねばならず、恰も新任大使の到着入京と一緒になり頗る混亂してゐた。然るに二十七日になると外部の電命によつて公使は金嘉鎮と交代することになつた。これは誠に速遞で強壓命令に等しいと頗る不満に感じた。従て彼としても前公使に陪從してきたものであるから自分一人後に残ることは忍び難い而も本國の情形は頗る不明で眞に狂せんばかりである。歸國するに若かずと考へ病氣を

理由として罷めたいと外部大臣に電請すると共に其の意を自宅にも通報したが二十八日、それより數日間は公使の遞任と大使の陸見や各國公館の歴訪等に關聯して頗る多忙を極めた。ただこの中に布哇公使の名の覚えてをることは興味深いものがある。十月十一日に至り外部の來電あり、十日王后復位の旨を通知してきたので喜幸に堪えずと記してをるが、次で十四日に至り號外新報を見るに「本國又有兵端」といふので非常に驚き「若此不已。則何時定乎」といつて外部に照會の電報を發するといふ混雜さであつた。然るに十六日に至り「王后舉哀。義和君學哀後。任便留學云々」の宮内府來電により望哭の禮を行ひ、次で崩逝日時を照會し、八月二十日卯時なることが判明したので留學、在留の鮮人は公館に會して相弔し翌日半旗を掲げ、日本外務省、各國公館に通報した。此に於て日本外務省及び各國公館より哀悼の來覆あり、布哇公使もまた其の中に見えてをる。かくて十九日には外務大臣西園寺公望始め各國公使の來弔あり、日本宮内省は本日より七日間服喪の旨を發表され、數日間、來弔者

陸続たるを記してをるが、これらの記事を通じて閔妃事件が在外使臣に與へた打撃の如何に大であつたかを窺はしめるものがある。

最後に國王の露國公館移御事件がある。日清役前後の朝鮮政界は親日派、親支派、親露派の暗闘對抗が激しく大院君及び閔妃の行動にも定見なく、専ら主義的、目的的な利己中心の態度は京城政界の紛糾を愈々大ならしめてゐた。かかる混亂は日清役の勃發により一旦解決したが、三國干渉起ると共に日本の半島に於ける勢力は漸衰し、之に反してウエーベル露國公使の活動が活潑となり、閔妃の勢力も恢復し、露國黨樹立の準備は着々と進められた。かかる形勢の下に於て大院君一派による乙未の變は實行されたのである。然るにこの事變により日本の勢力の衰退に代り露國の勢力は著しく躍進した。明治二十九年二月九日には露國の水兵百二十餘名は仁川より上陸し直ちに京城に向つた。これと同時に國王及び世子は二月十一日、國璽を携へ宮殿を忍び出でて露國公使館に潜幸され、爾來約一ヶ年、凡ての詔勅は露國公使館内よ

り發せられ、朝鮮政府の實權は全く露國の手中にあり、日本人及び親日鮮人の被害も相當多く、半島の前途頗る憂慮すべきものがあつた。^⑩これに就いて泛槩録には二月十三日の條に、

午後開本國新聞。則十一日大君主陛下設新内閣。而有金弘集以下諸人梟首之命。云甚驚悚。且移御露國公館云。尤不勝悚悶想。都下繚騷。民情恟々。將若之何。憂心如焚。寔難堪過也。爲之何哉」

と記してをり、翌十四日義和丈、李竣鎔(大院君の嫡孫)の來るや亦、本國の事を語り、ただ新聞紙上の略報によるのみの確なる情報に接せず、焦躁に堪えざる旨を記し、十五日には諸士官、諸學徒一齊に來會、竟日擾々、連りに新報を見るも尙未だ還御なしといふ。伏して切に憂悶すと記し連日この問題に就ては惱んでをる。二十五日になると新聞によつて本國に暴民の蜂起せるを知り、^⑪

連見近日新聞。則本國事一直擾々中。暴民四處蜂起。爭殺長吏。甚至近畿揚廣等地。亦多踵起云。寔非細變也。

と記してをるが、何分にも事の真相が判明せぬので甚だ憂慮したらしく三月一日の條には、

近日本國事漠然無聞甚宛。而但以新報見之。則多有恠訝之說。尤極可悶。

と記し、また六日の條には「近日則電線斷絶。新報亦無本國事件。宛々不可堪。云々」と述べ彼の胸中の苦慮、察することが出来る。

この朝鮮國王の露公使館播遷事件、延いては朝鮮に於ける露國勢力の進出は日本にとりては國防上の重大問題でもあつたので我が國は明治二十九年五月十四日駐韓公使は小村壽太郎と同露國公使ウエーベルとの間に第一回の日露協商を結ばしめ、國王の還宮と日露兩國の朝鮮に於ける協調を約したが、更にこの覺書を確認せしむるために同年六月舉行される露國皇帝ニコライ二世の戴冠式に御差遣の伏見宮貞愛親王に隨伴し、山縣有朋を特派大使とし朝鮮問題を議定せしめたが、貞愛親王は三月八日（陰曆）に新橋を御出立になり、山縣侯は十五日に出立された見え、何れも見送りに出かけてをる。

然るに八日貞愛親王を見送つた午後、俄公館より來函あり、其の中に朝鮮外部大臣の來札があつたが、「其所言俱是難處事也。誠庸憂悶」と記してをり、その内容は不明であるが、翌日は俄公館に赴き、十一日にも俄國公使シム士貝を訪問して久話してをる。恐らく小村・ウエーベル會商によつてロシアの對韓政策が阻止された事に對する善後處置に關するものではないかと考へられる。

尙この他に前年八月四日、舊對馬島主宗重正を訪問した時の記事には對馬と朝鮮との特殊關係を記したのもあるが紙數の都合上割愛することとした。上述したところにより本書が日清役前後の錯綜せる半島政界の表裏の一面を語るものとして注目すべき記録だと考へる。

註① 李台植は號を雲汀といひ、高永喜の歸國後、久しく駐日代理公使を勤めたこともある。明治三十六年四十七歳にて歿した。泛濫録にはその著者名が記されてをらぬ。今、總督府修史官楠田庸次郎君の教示によつて調査しえたことを謝するものである。

② この斷髮令は閏妃事件後、一時開化黨の人々が要路に立つに及び再び改革が企てられ、陽曆が用ひられ、同年十二月三十日（陰曆十一月十五日）には親開國五百五年より始め

て年號を建てて一世一元とすること、或は小學校令、種痘規則の頒布等がなされ、國王は新年と共に斷髮をなし、内務大臣は洋服着用と斷髮とを一般に勧めた。かかる急激な風俗の革新に對しては非常な反對が起されたやうであるが〔朝鮮史大系最近世史一四二頁、新聞集成明治編年史第九卷三四一・三四二・三五六頁参照〕。泛濫錄に於ても十一月十六日條に「本國亦用陽曆。以建陽紀年號云」と記され、十七日以後の記録を缺き、直ちに一月一日に續け、改曆の實行を示してある。尙、本記録よりの引用は凡て陰曆のままによつた。

③ また九月二十四日閔妃崩逝により望哭の禮を行ふや會するもの義和丈の一行を始めとし慶應學員百餘人、各處留學生二十餘人、士官學徒十一人、横濱從軍學徒十二人、凡そ本國人二百人近くが參集したと記されてを。

④ 福澤諭吉傳には昭和七年刊の四卷本と昭和十年刊の一巻本とがあり何れも岩波書店の發行である。此に斷りなく引用してゐるのは四卷本である。今第三卷二八八・二八九頁をみると「金玉均は茲に於て自ら日本行の意を決し、國王の許可をえて徐光範と共に渡來したのは明治十五年の春であつた。これより先き金は李東仁により先生の意見を知らず、欣慕の念を増し、彼の村定陽等の一行をして先生を訪問せしめ、又俊秀の青年を選抜して日本に留學せしむることとし、徐音濤、柳定秀の二人は慶應義塾に來學し

た。明治十四年六月、ロンドンに滞在中の小泉信吉等に贈られた先生の書簡に……本月初旬朝鮮人數名日本の事情視察の爲め渡來、其中壯年二名本輩へ入社いたし、二名共先づ拙宅にさし置、やさしく誘導致し道居候。誠に二十餘年前自分の事を思へば同情相憐むの念無きを不得、朝鮮人が外國留學の頭初、本輩も亦外人を入るるの發端、實に奇遇と可申、右を御縁として朝鮮人は貴族となく毎度拙宅へ來訪、其咄を聞けば他なし、三十年前の日本なり、何卒今後は良く附合聞ける様に致慶事に御座候。——といつてある。この四卷本の福澤傳に就いては友人佐原六郎慶應教授の示教によつたことを謝してをく。

⑤ 福澤諭吉(縮册版)三一七―三一八頁に「抑も先生が國權泉張の第一着手として對支那朝鮮の政略に着眼せられたのは久しいことであるが、十四年に著された『時事小言』の中にも、輒近西洋の勢力が東洋に迫り來る其有様は火災の蔓延するものに異ならない。然るに支那朝鮮が遲鈍にして其勢に當ることの出來ないのは木造家屋の火に堪えざるに等しい。故に我國の力を以てこれを助くるのは他のためにするのではなく自からためにするものである。武以てこれを保護し、文以てこれを誘導し、遂に我國の例に倣うて近時の文明に入らしめねばならぬ。止むを得ざる場合には或は其進歩を強制するも差支ない。今日尙の儘に放任して若しこれらの國土が西洋人の手に歸することあらば、恰も火災の火

元を隣家に招いたやうなもので、極度の不祥をいへば日本の獨立も疑はざるをえない」といつてある。

⑥ 本篇は明治十五年、發行匆匆の「時事新報」に掲載されたもので今は福澤全集第八卷外交篇に載つてをる。その内容は中々有益な文字であるが紙數に制限せられるので此に引用することを略する。

⑦ 福澤全集第八卷（明治十五年十二月七日より同月十二日に互る）本篇に於ては支那の政略は口密腹劍、朝鮮の廢國置省も憚るところはないとし更に露廷の政略は西北の所損を東に償はんとて露艦忽然として元山津に出現するなきを期すべからずといつて露國の朝鮮進出を警戒してをる。

⑧ 福澤全集第八卷「牛場君朝鮮に行く」（明治十六年一月十一日より同月十三日に互る）の備考の條。

⑨ この牛場の渡韓に際し福澤がその實行を期した一項は新聞紙の發行であつた。（福澤傳第三卷二九八頁）尙、この牛場渡韓の後、金玉均が歸國の上、徐載弼を始め數十名の青年子弟を日本に留學せしめることとなり、その監督方を福澤先生に依頼して來たので先生はこれを狸蕎麥の別邸に收容し、或は慶應義塾に、或は陸軍戸山學校に其他、各技術の方面にそれぞれ就學せしめられた。（福澤傳第三卷二九七頁）といふことも關聯して起つてきたのである。

⑩ 池田秋晏篇、日韓合邦小史 七七頁

新聞集成、明治編年史第九卷（明治二十七年十二月）

李朝末期に於ける二三の日本紀行に就いて（下）

⑪ 福澤諭吉傳 第三卷 四三八頁

⑫ この事件は十月十二日に行はれた外國派の李範晉等が露米の後援を頼み當日拂曉、景福宮を襲ひ國王及び王太子を露國公使館に伴ひ去らんとして失敗した事件である。（朝鮮史大系最近世史一四三頁）

⑬ 朝鮮史大系最近世史 一四五—一四九頁
信夫淳平著 韓半島 五〇三—五〇四頁

⑭ 斷髮令其他、急激なる改革案への反對は李昭應等の春川其の他の民擾となり東南諸地方に擴大し地方官の害せられるもの數十人に達し翌年一月には將さに畿甸を犯さんとし京城の親衛隊はこれが討伐に向つた。（同上、最近世史一四五頁）

三、尹孝定手記

本書は閔妃事件後日譚とでもいふべく乙未の變の中心人物である禹範善を繞る亡命鮮人の離合集散の狀が小説を讀むが如く記され、殊に乙未事件の真相を彷彿せしめると共に禹範善の行爲を以て國賊とし、之に復讐を加へんとせし尹孝定との關係が中心であるから、尹、禹兩人の歴史ともいはれ、紀行文として扱ふべきではないが、本書の記事は大部分が日本在留當時の記録であるから、

當時の亡命鮮人の日本に於ける生活狀態、我が當局の處置等も知る事が出来て興味誠に深いものがある。その内容を委細に記述するは如何かと思はれるし、紙數も既に豫定を超過してをるから此にはその大略を記すこととした。

明治三十一年(光武二年)夏、皇太子代理運動失敗^①の後、

加藤公使に勧められて亡命渡日した安副譯、尹孝定が下

ノ關の春帆樓に朴泳孝を訪ね、次で禹範善を門司旅館に識り互に相許したが、三十三年朴泳孝が朝日新塾を兵庫市に設け韓國苦學生三十餘人を收容教育するや、禹範善を塾長とし尹孝定を學監とした。某日、禹家に於て談、本國の現状に及ぶや、禹喟然として嘆じ、此の際斷乎、

宿弊の殘滓を一掃すべく國家革新の策、其の半截を行へるのみといつたが、偶々乙未變後、官を棄てて不平、國母の爲めに復讐せんとする餘相範が尹孝定を訪ね八月事變に於て禹範善が中心人物なるを語つてより尹も禹も肚裏を探らんとして種々の苦心をなし、其間、亡命政客の往來、頗る錯綜するものがあるが、中でも禹が自己半生

の歴史として、また上半截の功として乙未の變前後の事情を語つてをるところが注意すべきである。その大要はかの三國干涉後、井上大使歸國し三浦公使代つて渡韓せんとするや、同公使は漢城の政海、疑雲萬疊、真相の挿捉困難なるにより、親日派として知られ當時亡命中の朴泳孝と會見するの必要を感じ上野の靜養軒にて會合し、朝鮮の政治改革に就て意見を交換した時、朴泳孝はその最大障礙として○○○○と答へたが、今の政府中、與に相談相手となるべき強力なる人物如何との間に對しては現訓練第二大隊長禹範善なりと教へられたので、三浦公使は渡韓後、禹範善に面會するや禹は政界の現状を語ると共に革新の方策として、(イ)宮中、内閣の別を明にし、(ロ)國王の專制を抑制すべく(ハ)王妃の存在は政治革新に妨ありと述べ、公使は躊躇したが禹が非常の學をなさざれば非常の功は期し難いといつたところ、公使は三日間の熟思の後再議すべしとて一旦別れ、三日の後三浦公使を訪問し大院君を利用起たしむべしと勸めて同意を得、其の計決し遂に八月二十日の大事決行となり坤

寧閣外、宛轉たる蛾眉も空しく泥土に委せられし情況を巨細に語り眞に追るものがある。

かかる禹範善の述懐により禹を以て國母を弑するの大罪人となす尹孝定や、閔泳翊の四僚人の一人といはれる高永根の復讐計畫が進められ、其の謀略として禹が抱く半截結局の思想^⑤、即ち北間島に赴き壯士を募つて京城に入り臺閣の諸臣を一掃せんとする大計畫を語りしむべくその實行資金として金千圓を調達することに關して尹は大なる苦心を拂ひ禹をして乙未事變の真相を記せしめて漸く入手するをえ、禹と會して愈々渡航の期日を定めたが、一方この復讐を單獨にて行はんとする高永根が、この計畫を李斗璜等三人の亡命諸人に暴露したので、偶々淡路滯在中(三十六年舊八月四日)の尹との間に一大修羅場を現出せんとし幸にも警察官の保護によつて事なきをえたが同時に禹への復讐計畫は日本官憲に露呈するに至つたので尹はかかる経過を吳にをる禹に通知し、今後は筆舌を以て君を刺さんと傳へると共に、禹の述べた乙未事變の顛末を小村外務大臣に上申して禹の退去命令を請ふた。

然るに翌々日に至り高永根來訪し、淡路事件を辯明しこれ全く先生(尹)が復讐の意志を断念せしめ、己れ一人事に當らんがために他ならぬ。今や一死以て禹への復讐を誓ふから先生歸國して母の老後の世話をしてほしいといふので、尹は事既に此に至るとしてその意を諒とし三百圓を興へ、次で本國へ書生の安益涼を遣はし禹の履歷書及び禹との往復二通の函件、小村外務大臣への上申書等を裡衣に縫ひ兪相範に致さしめ、内呈御覽を圖ると共に己れの歸國も圖らしめたが、それより數日、内務大臣の退去命令により清國烟臺に赴き、本國の兪相範と連絡し、兪が事件の真相経過を國王に報告したので、國王より尹に歸國の命が下つたが、禹は歸國を中止し上海に遊ばんとしたところ、十月六日兪が勅を受け迎へに來たので十月十五日歸國、仁川に着した。其の後新聞に禹が高に刺されし記事あり、次で高が入獄するや尹は高との約束により宮中に願ひ皇太子の書を以て辯護士李冕宇を東京に送つて依頼したので死刑を減じて無期徒刑とし福岡の大牟田に服役したが、獄官もその至孝に感じて優遇し

た。併合後は無條件に釋放され歸國した。これが手記の大要である。

尙、この手記に於て注意すべきは日露の風雲急を告ぐるの状況と韓國との關係を記してをることである。即ち三十四年の舊正月、尹が馮に上半截の事を語りしめんとして設けた酒宴の席で、馮が韓國の現状より見て大改革を行はねばならぬとし大事を決心したことを概言するや尹は「君の愛國の苦衷は認めるが東洋では西洋と異り君と國との別がない。故に國の爲めに上を犯せば民は以て君國の罪人となし共に戴かざるの讎賊と爲さん。……日清役後、日本は我が國の政治の改革に努めた。色々の障礙があつても隠忍して今日に至り許多の進歩を見た。然るに不幸にして俄に播遷のことあり、全國を擧げて北驚の鶴下に供奉したことは大いに東洋の平和に關するあり、更に韓日の親睦を望まなければ日露の役、迫ること目前にあり、此れ豈、緩急を計らず急進に失するもの非るか、君の高明を以てして宜しく後車の戒を思ふべきである。」といつてをることや、また最後に淡路事件起る

や尹が小村外務大臣に提出した上申書にも王妃弒に遇ふの一事を敘し、

因之而有露公館播越之事。因之而致露國勢力膨脹於全韓。因之而韓日國交全失致睦之誼。因之而致日露之役迫在目前。因之而致東洋大局之平和難保。

とも述べてをり、尹孝定の眼に映じた半島を中心とする日露關係の展開は興味深いものがある。

註① 三國干渉と共に朝鮮に於けるロシアの勢力は日に増加したことは前にも述べたが、明治三十年九月、公使シバイエルの着任以來、一層強硬方針を採り總稅務司も英國人を免じて露國人に替へしめたことなどから英米兩國の反感を買ひ露國は漸次朝鮮より退いて滿洲經營に主力を注ぐことにしたので、韓廷内に於ける露國派も凋落し、公使シバイエルは辭職歸國した。(三十一年四月)そこで八月親露派で前軍部大臣であつた安福壽は人を募つて入閣し、國王を抑かして位を皇太子に譲らしめんとしたが、事成らずして逃亡し、其の類は智島に流された事件である。(朝鮮史大系最近世史一五八頁参照)

② 安福壽は元來閔妃派であり、三國干渉後、日本の對朝鮮策も變化し井上公使が歸國するや王妃はリウエベル露國公使に倚り日本派を排斥せんとし、閔泳駿は兩者の間を斡旋し

訓練隊を解散し武器を押收し邊國黨樹立の準備を怠いだ。十月七日當中より使者として日本公使館に遣はされ訓練隊解散の議を計らしめられたのは時の軍部大臣たりし安齋壽である。(菊地謙讓著大院君傳二二二頁)また乙未の變の時も當中で大院君の兵の入城を防いでをる。(同書二二八頁)彼が皇太子擁立運動を試みたのもロシア勢力の恢復にあつたのである。然るに彼を勵めて日本に亡命せしめた加藤公使の意圖は明かでない。

尹孝定は乙未の變の時、慶支部七等出仕であつたが、變後九月、官を免ぜられて家居し、後政界に敗れて渡日したと本手記に述べてをる。

③ 禹のいふ半截箱局の思想に就いては漢路事件の時に尹は禹との嘗ての會談を想起して書面を送つたが其の中に「君(禹)曰。亡韓國者實非韓皇。卽禹範善亡之也。余愕然問其由。曰。韓皇室之處置。我行其上半截。殘餘其下半截。以致今日之韓亡。亡韓國者。非我伊諺。曰。何謂也。曰。當日之事。若使帝后並命。則必不至今日之亡。除后而留帝。非半截事乎」といつてをるところに示されてをる。然して尹はこの手紙の終りに「自砲一聲。震於修政殿内閣之堂上。以眞正愛國之香血。灑于當日内閣之諸賊。云々」とも述べてをる。尙、禹が乙未變の真相を記録するに至つた事情等は複雑であるが、此には一切省略することにしたので意を盡さぬところもある。

李朝末期に於ける二三の日本紀行に就いて (下)